

2017年11月15日(水)

消費者委員会委員と消費者団体ほか関係団体との意見交換会資料

東京消費者団体連絡センター 事務局長 小浦 道子
事務局 池田 京子

1. 東京消費者団体連絡センターについて

会員数：17 団体

活動分野：消費者行政、消費生活問題全般

発足年：1985年(昭和60年)

活動の経緯及び内容：

東京消費者団体連絡センターは、消費者のいのちとくらしをまもり、消費者の権利を確立するために、都内消費者団体の日常的連携をつよめ、東京における消費者運動を前進させることを目的に活動している、消費者団体のネットワーク組織です。主な活動は、消費者行政の充実・強化を求めて、東京都への予算要望、国や都の施策に対する意見の提出、消費者問題についての学習や運動等です。

2. 消費者基本計画工程表改定に向けた要望等

* 消費者基本計画工程表改定に向けて提出した意見(2017年5月9日)

健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化(施策番号2(3))

安全・安心なクレジットカード利用環境の整備(施策番号3(2))

電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化(都市ガス)(施策番号3(2))

消費者契約法の見直し(施策番号3(1))

食品ロス削減国民運動(施策番号4(2))

地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援(施策番号6(2))

地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)(施策番号6(2))

3. 今後の喫緊の課題と考える事項

- ・受動喫煙防止法の制定
- ・公益通報者保護法改正
- ・インターネット広告の適正化 執行強化と事業者への指導

東京都消費者被害救済委員会でも、「いわゆる健康食品の定期購入に係る紛争」あっせんを行いました。

消費者基本計画工程表改定素案に対する意見

2017年5月9日

東京消費者団体連絡センター

	施策番号	該当ページ・行	意見
1	2(3)	44ページ 47ページ	健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化 消費者の健康への関心は高く機能性表示食品の需要が伸びています。消費者の商品選択に資する表示・広告の適正化に向け、さらに監視を強化してください。また、機能性表示食品制度は届出制となっており、民間団体や消費者団体がチェック活動を行っていますが、こうした団体から提供された疑義情報について、行政側でどう処理しどう対応されているのかを開示してください。
2	3(2)	58ページ 68ページ	安全・安心なクレジットカード利用環境の整備 本年「クレジット取引セキュリティ対策協議会」にて、国際水準のクレジット取引のセキュリティ環境を整備するため、「実行計画2017」が策定されました。「カード情報の漏洩対策、偽造カードによる不正使用対策、ECにおける不正使用対策」など、この実行計画に基づく取組が促進されるよう、国として支援策を明記してください。特に、クレジットカード決済端末のIC化は喫緊の課題として国としても事業者に決済端末のIC化を促すとともに、消費者向け広報啓発を進めることを取組に記載してください。
3	3(2)	64ページ 73ページ	電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化(都市ガス) 本年4月からの都市ガス小売自由化によって、ほとんどの事業者の経過措置料金規制が解除されます。電力自由化に比べ圧倒的に参入事業者が少ない中で危惧される、「規制なき独占」による不当な値上げがないよう、「監視体制の強化」を取組に加えてください。
4	3(1)	50ページ 52ページ	消費者契約法の見直し 昨年の消費者契約法改正で積み残された論点について内閣府消費者委員会でのとりまとめがなされる見通しであること、成年年齢の引き下げが検討されていることなどを踏まえ、現在改正検討中の消費者契約法について、改正時期を明記してください。
5	4(2)	100ページ 109ページ	食品ロス削減国民運動 フードバンク活動に対して必要な支援を行う政策は評価できます。2017年度は支援をさらに進めてください。また、地

			域では食品ロス削減をテーマに活動している市民団体が講演や家で余った食品を持ち寄り料理してみんなで楽しく食べる会などの活動を活発に行っています。そのような事例を収集・発信し国民運動の推進につなげることを取組に記載してください。
7	6(2)	157 ページ 160 ページ	<p>地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援</p> <p>平成30年度以降の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援の在り方等について検討を行うとされていますが、平成29年度で地方消費者行政推進交付金が終了することで、地方消費者行政が後退につながることは明らかです。平成30年度以降も、現在と同等以上の交付金等の支援を継続して下さい。</p>
8	6(2)	156 ページ 160 ページ	<p>地域の見守りネットワークの構築(消費者安全確保地域協議会、消費生活協力員、消費生活協力団体)</p> <p>改正消費者安全法に基づく消費者安全地域協議会の設立に関して、地域によっては福祉部局を中心とするネットワークがすでに存在しており、そうした自治体の中には重ねての消費者安全地域協議会の設立が困難なところもあることをふまえ、KPIの測定は地域の実情に応じた柔軟な対応としてください。また、こうしたネットワークは機能しているかどうか重要であり、取組には設立支援のみならず、実態把握も加えてください。</p>